

滝沢市通学路安全推進会議設置要綱

(設置)

第1条 滝沢市立の小学校における通学路の安全の確保を図るため、滝沢市通学路安全推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 通学路の点検等による危険箇所の把握に関すること。
- (2) 通学路の危険箇所に対する対策に関すること。
- (3) 関係行政機関等との連絡調整及び情報交換を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、通学路の安全の確保に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる関係行政機関等の長から推薦された者をもって組織する。

- (1) 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所盛岡西国道維持出張所
- (2) 盛岡広域振興局土木部道路環境課
- (3) 盛岡西警察署交通課
- (4) 滝沢市市民環境部防災防犯課
- (5) 滝沢市都市整備部道路課
- (6) 滝沢市小学校長会
- (7) 滝沢市教育委員会事務局

(役員)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、滝沢市教育委員会事務局教育次長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、滝沢市教育委員会事務局学校教育指導課長及び滝沢市都市整備部道路課長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は滝沢市教育委員会事務局学校教育指導課において処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年7月26日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年6月23日から施行する。